

裏面白紙

炭鉱労働者の勤労所得税に対する特別措置の廃止の件

昭和二十二年十月三日閣議決定の石灰非常増産対策要綱第二要領(三)及び
昭和二十三年二月二十日閣議決定の勤労所得税に対する特別措置の件は
所得税法の改正実施と同時に之を廃止する。
而して右特別措置によつて炭鉱経営者の負担した金額は新炭價に織込ま
れるものとする。

裏面白紙

中

昭和二十二年十月三日閣議決定の石炭非常増産対策要綱に於て二十四時
 間制實施に關する三對策方式の調査なる實行をなす坑内直轄夫及坑内係
 員の一定基準以上の所得に對する所得税について特別措置を執ることに
 決定されて居り、昭和二十三年三月二十日閣議決定により昭和二十二
 年以降坑内夫及坑内係員の勤勞所得税と右勤勞所得税を三割五分以上の累
 進率を停止したるものとして計算したる税額との差額を炭餘^経管者に
 於て負担したる場合、右措置のため運轉資金の不足を生じたる者に対し
 ては復興會館^會を以て融資せしめることになつてゐるが近く所得税法
 が改正せられ一般的に勤勞所得税の軽減が行はれるのでその必要を認め
 ないから所得税法改正實施と同時に之を廢止するものである。
 而して右特別措置は政府の政策によるものであるか否之によつて炭餘^経
 管者の負担した金額は当然石炭の生産原價に見込めなければならないので新炭
 價に繰込むものである。

以上

敗戦後における我が國の經濟再建のために政府は、一般産業一般國民の耐え難き犠牲の下に、その最も基礎をなす石炭部門に対し、あらゆる方面において最大限度の措置を講じて来た。これによつて石炭の生産は徐々に立ち直つて來つた。然るに、復は未だ所期の効果を挙げるに至らない。この態に對して政府は勿論経営者も又労働者も深く反省しなればならないところであるが、マクアミサー總司令官より總理大臣に宛てられた書簡に應へるこの窮境を打開する爲、政府は、新たな決意を以て石炭の増産に關する諸施策を刷新すると共に炭礦労働者及経営者の從來に懸る努力により、石炭の急速な増産を遂げんとするものである。

第一 基本方針

一 石炭増産に關する最重要主義は今後に於ても引續き一層確實迅速に推進する。特に既定の施策の實施を檢討し不徹底且つ不十分な点は各所管官廳に於て責任を以て急速に改善實行する。

二 私が區を経営の責に盡る現在の物價並びに賃金水準はあく迄これを堅持するものとし炭價の引上は當面之を行はない。従つて經營の收支均衡、労働賃銀の増收は、専ら炭礦經營の徹底的改善及び生産効率の向上による生産の増大によることとする。

三 出炭能力を最高度に發揚せしめる爲坑内設備及労働力の充實、労働規律の確立並びに賃金時間制の完全實施を強力に推進する。

四 高能率を奨励する労働者特に坑内労働者を優遇する爲給與其他の処遇について特別の措置を講ずる。

第二 要領

二十四時間制の推進

(一) 切羽遊休時間の有効利用により出炭力を増進せしめると共に、切羽進行速度を增大せしめ作業の正常化による能率の向上を図る爲三交代制を勧奨し少くとも二方採炭及三方掘進の實施を推進する之が爲に必要な資材資金の配當は、右方針に即して能率を向上する重点炭礦に對する優先集中配當を遂に實施するが坑内夫の増員は原則として職場輕換等の強力な推進により補うものとする。

(二) 購買する経営者及び労働者の數の意にうつたへ労働時間に關し左の作業方式のいつれかを労働協約により實施する場を要する。

(イ) 現場八時間(四交代)三交代五日週間制

(ロ) 坑口九時間三交代七日週間制

(ハ) 坑口十時間二交代七日週間制

(三) 右方式の誠實な實行をなす坑内直接六) 採炭、充進、仕繰夫) 及坑内係員に對し、

現行現場給食を継続する外本方式實行に伴う能率向上による所得で一定基準以上のものに
対する所得税について特別の措置を講ずる。

三 職場基準の確立と給與制度の改善

(一) 職場秩序を確立し作業遂行の正常化を図るため各炭礦をして、職制において作業に対する
指針系記を明確にすると共に経営者以下各人の義務と責任とを明らかにせる就業規則を労
働協約によつて規定せしめる。

(二) 右による誠實な勤労に対しては、その熱意と効果に相應する報酬を與ふる横賃銀制度を合
理化する。

(三) 炭礦従業者に対する生活物資一家族に対する特配物資を含む一の特配分は、一般的且つ準
確的なものでなくして誠實なる勤労に依る損耗の補充と報償を目的として之を行ふことを明
確にする奨励方法を確立すると共に所管官廳において責任を以て之を確保する。

尙炭礦現場における措置として、増産の効果を挙げ得ないものは、此の際徹底的
に是正する。

三 労働組合の健全化

労働組合の自主性の確立と民主的運営により、その健全強化を促進す。

四 紛争の早期平和的解決

紛争の早期平和的解決を図るため権威ある石炭に関する特別の労働委員会を設置する。

五 炭礦生産設備の緊急補修整備

炭礦の生産設備の荒廃が直接出炭力を低下せしめて居るのみならず、労働者の生産意欲を折
して居る實情に鑑み之が整備に一段の力を注ぐ必要が特に生産の主幹をなす運搬設備を緊
急に補修増強する爲の資金資材の優先的取扱を更に一段と強化する。

六 技術其他専門技能の最高度

各炭礦の生産能力及び其の科學的管理方策等の基礎的事項を調査研究せしめると共に、之が
實地應用の指導の任に當らしめるため炭礦技術者を主体とする権威ある研修の協力を求める
之に要する経費は國庫において支拂する。

七 新炭礦、新炭層の開採

新炭礦、新炭層の開採に際しては所要の機構を整備し、これを推進するものとし、要すれば
産業復興公團をして急速に實施せしめる。

八 前記増産対策に関連し措置すべき事項

(一) 横流れ、欠斤の防止

裏面白紙

石炭の非常事態と関係し、石炭の正産配給以外の不正行爲及欠斤は速にこれを取締り違反者に対しては厳平たる措置をとる。

(二)速かに産業界の婦を明瞭ならしめ人心の安定を図ると共に経営方針の見透しを明確ならしめる爲に産業界に關する財閥解体の實態を明確にする。

九以上の各施策は、あままで経営者及労働者の自主的協力に頼つて推進せんとするものであるが石炭生産の緊急性に鑑み、尙所期の成果を挙げ得ない場合においては、必要な法的措置を講ずるに注意である。

尙故産の防害者に対しては厳平たる方針を以て應む。

炭礦労働者勤勞所得税に對する特別措置の件

参考

昭和二三 二二〇
閣議決定

昭和二十二年十月三日閣議決定の石炭非常増産対策要綱第二要領目第二十四條關於實施に關する三作業方式の調整な實行を爲す坑内夫及坑内係員に對する本方式實行に伴ふ能率向上に依る所得で一定基準以上のものに對する所得税に付いての特別措置は左記に依る。

記

- 一 石炭非常増産対策要綱に基く二十四時間制實施に關する三作業方式の調整な實行を爲す坑内夫及坑内係員の勤勞所得税額と右勤勞所得税を三割五分以上の累進率を停止したるものとして計算したる税額との差額を炭礦經營者に於て負担したる場合右負担の爲選給命令の不足を生じたる者に對しては復興金融會社をして融資せしめる。
- 二 本措置は十二月分所得より實施し次期炭價改正本年三月末迄行ふものとす。

註、本措置に依り融資を必要とする金額は一ヶ月分約五千万円一該当人員二〇万人、一人当二百五十円であるが差当り融資を必要とする額は十二月分及一月分計一億四である。